

川崎市立高等学校体育部活動推進協議会要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎市立高等学校で実施している部活動の一層の充実・推進を図るための事業を行い、市立高等学校教育の充実に資することを目的として、川崎市立高等学校体育部活動推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(事業)

第2条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 目覚しい活動をしている部への推進事業の実施
- (2) 技術講習会及び指導者講習会の開催
- (3) 部活動指導の連絡、調整
- (4) 専門的指導者の選定、招請
- (5) 部活動リーダーの育成
- (6) 部活動に係る諸調査
- (7) その他

(構成)

第3条 本協議会は、次に掲げる団体の役員等による委員をもって構成する。

- (1) 川崎市立高等学校長会代表
- (2) 川崎地区高等学校体育連盟代表(市立高等学校選出理事)
- (3) 川崎市立高等学校体育部顧問代表
- (4) 川崎市教職員組合代表
- (5) 川崎市教育委員会学校教育課健康教育課学校保健・体育係長、係員
- (6) 川崎市教育委員会学校教育課健康教育課指導主事

(役員及び役員の職務)

第4条 本協議会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 (2) 副会長 1名 (3) 監事 2名
- (4) 会計 1名 (5) 監査 1名 (6) 委員 若干名

会長は川崎市立高等学校長会代表とし、本協議会を総括する。

副会長は川崎地区高等学校体育連盟代表とし、会長が事故の時は代理する。

監事は部顧問代表1名と川崎市教職員組合代表1名とし、1名が議事を進行し、1名が事務を総理する。

会計は本協議会において選出するものとし、この協議会の経理にあたる。

監査は本協議会において選出するものとし、会計を監査する。

(任期)

第5条 協議会の委員の任期は会計年度の1年とする。ただし、再任は妨げない。

(運営)

第6条 協議会は、年度3回程度を目標に会長が召集して開催する。また、会長は必要に応じて協議会を召集することができる。

(予算)

第7条 協議会の運営及び事業に関わる予算は、川崎市からの委託料によるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は協議会において定める。

付 則

この要綱は平成11年4月1日から施行する。

この要綱は平成17年4月1日から施行する。

この要綱は平成18年4月1日から施行する。